



発 監 第 34 号
平成 28 年 8 月 30 日

琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴浦町監査委員 山 根 弘 和

同 桑 本 始



平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの琴浦町の
一般会計・特別会計及び基金運用状況等の決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、町長より提出された琴浦町各会計歳入歳出決算及びその他法令で定める証書類、並びに各基金の運用状況等を示す関係書類について審査した結果について別紙のとおり意見書を提出する。



発 監 第 35 号
平成 28 年 8 月 30 日

琴浦町水道事業管理者
琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴浦町監査委員 山 根 弘 和

同 桑 本 始



平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの
公営企業会計（水道事業）決算意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 27 年度一年間の公営企業（水道事業）の決算に関する審査意見書を提出する。



発 監 第 36 号
平成 28 年 8 月 30 日

琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴 浦 町 監 査 委 員 山 根 弘 和

同 桑 本 始



地方公共団体の財政の健全化法に基づく琴浦町の健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見書（平成 27 年度分）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 27 年度決算に係わる財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査結果について、別紙のとおり意見書を提出する。